



年金

年金を受けている皆さんへ
こんな時には、
こんな手続きを

○ 誕生日が来たとき

年金を引き続き受け取るためには、毎年誕生日に「年金受給権者現況届」(現況届)を社会保険業務センターに提出しなければなりません。「現況届」は、年金を引き続き受けるための権利があるかどうかを、毎年確認するためのものです。

氏名、住所など必要事項を記入のうえ、必ず誕生日の末日までに、同センターに到着するよう返送してください。「現況届」を提出しないと、提出するまでの間、年金の支払いが一時止まってしまいますので、ご注意ください。

○ 住所や年金の受取場所を変えるとき

住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときには、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社

会保険事務所に提出してください。

○ 氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」(氏名変更届)を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、又は戸籍抄本か住民票を添付し、必ず年金証書を添えて提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには市区町村長の証明を受ける必要はありません。

★ それぞれの届出用紙は、社会保険事務所・役場町民課年金係にあります。
問い合わせ
山西西社会保険事務所

役場町民課年金係

☎925-5105

☎985-4106

税

農業所得の
収支計算について(その1)

進んでいますか？

収入・経費等の
書類の保管・記帳

平成17年も半年以上経過しましたが、農業所得の収支計算に必要な書類等の保管、帳簿への記帳などは進んでいますか？

以前からお知らせしていましたが、平成16年分の所得申告から、農業所得の申告は、標準的な目安を使った申告はできなくなり、収入金額と必要経費を計算し、それにより所得を求める収支計算での申告となっています。

収入金額と必要経費を計算するうえで、その資料となる販売証明書や領収書又は帳簿などはきちんと保管・整理をしておかなければ、正確な農業所得計算ができなくなります。

では、こういったものが収入金額、必要経費になるので

でしょうか。今回は、まず収入金額になるものを左記のとおりご説明します。

○ 収入金額となるもの

- ① 農産物の販売代金
米などの販売収入で、出荷手数料などが差し引かれる前の金額
- ② 自家用に消費した農産物
消費、贈与したときの販売金額
- ③ 事業用に消費した農産物
得た収入など・副産物の販売収入や補助金など
- ④ その他農業に関連して
そのまま収入金額になります。
- ⑤ ①②③④についても収入金額把握しておきます。金額計算するうえでの単価は、販売金額が分かる場合は、その金額をもとにして単価を求め、計算します。販売などを行わない場合は、市場価格などをもとにして計算します。

⑤については、町などからの補助金や副産物などの収入

金額がそのまま計上されます。その他にも、稲刈りなどの作業を頼まれて行った場合の謝礼金などもこれに該当します。

収入金額になるものとしては、以上のようなものがあげられます。あまり難しく考える必要はありませんので、書類を保管し、気づいたときに整理しておくことが大切です。

次回は必要経費になるものの説明をさせていただきます。

なお、お分かりにならない点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

8月の納税

町 県 民 税 第2期
国民健康保険税 第2期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 8月25日(木)
農 協 8月29日(月)

※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。
～税金は 町を支える 土台役～